○関東地方整備局告示第百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十四日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十二年建設省告示第二百二十一号甲府都市計画、韮崎都市計画、市川三郷都市計画、富士川都市計画及び南アルプス都市計画下水道事業釜無川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和六十二年二月二十一日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十四日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十七号及び三百五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
金沢市片町一丁目二五九番一から同市片町一丁目三二八番まで	前	二一・九〇～二一・九七メートル	〇・〇六三キロメートル
	後	二一・九〇～二四・〇〇メートル	〇・〇六三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○中部地方整備局告示第四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十四日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
桑名市大字小貝須字東ノ島一六〇番二から同市大字小貝須字甚右衛門縄二四七番一まで	前	二一・九八～二二・七九メートル	〇・二六六キロメートル
	後	二二・一四～四七・五五メートル	〇・二六六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

○中部地方整備局告示第四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十四日　中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十三号	桑名市大字小貝須字東ノ島一六〇番二から同市大字小貝須字甚右衛門縄二四七番一まで	中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月二十四日

○中部地方整備局告示第四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十四日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百三十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
静岡県駿東郡小山町須走字滝ノ沢三〇七番一から御殿場市茱萸沢字大畑二三一番一まで	前　B	九・四〇～七〇・一〇メートル	六・八九八キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後　A	二二・六〇～五二〇・八一	六・三六〇	
	B	九・四〇～七〇・一〇	六・八九八	
	A	二二・六〇～五二〇・八一	六・三六〇	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

○中部地方整備局告示第四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十四日　中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百三十八号	静岡県駿東郡小山町須走字西沢四九八番二五四から同町須走字西沢四九八番二四三まで	中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月二十四日

○近畿地方整備局告示第四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十四日　近畿地方整備局長　森　昌文

一　施行者の名称　奈良県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年近畿地方整備局告示第六十一号大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業三・四・百八号大森高畑線

三　事業施行期間　自平成十三年三月二十七日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし